

D P C制度から退出する医療機関について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急にD P C制度から退出する場合は、中医協総会の委任を受けた「D P C合併・退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、医療法人祥仁会 西諫早病院から、以下のとおりD P C制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、令和3年9月15日に「D P C合併・退出等審査会」を開催し、退出の可否について審査を行った。
- 「D P C合併・退出等審査会」の審査の結果、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨決定したため、同病院は、令和4年1月1日付でD P C制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
医療法人祥仁会 西諫早病院	回復機能を中心とした地域包括ケア病棟に病床を転換し、同法人内の在宅事業所や介護事業所との連携を活かし更に地域密着の医療を提供する事により、地域の役割や患者層の変化に対応するため

第1 4 DPC制度からの退出について

(略)

(2) 退出の手続き

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、①、②の手続きによらず緊急にDPC制度から退出する必要がある病院（特定機能病院を除く。）は、別紙10「DPC制度からの退出に係る申請書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該申請書が提出された場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(特別な理由の例)

- DPC調査に適切に参加できなくなった場合

(略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

(略)

④ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。